静岡県告示第583号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年9月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 保安林予定森林の所在場所

浜松市天竜区春野町領家字中山1938の1 (次の図に示す部分に限る。)、1938の2、1950 (次の図に示す部分に限る。)、2112、2113の1、2113の2、2114から2124まで、2160 (次の図に示す部分に限る。)、2161、2162、2163から2165まで・2180 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、2183から2185まで、2186 (次の図に示す部分に限る。)、2187、2188、2193、2194の1、2194の2、2195の1、2195の2、2196、2198、2199の1、2200の1、2200の2

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、西部農林事務所天竜農 林局及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)